

担い手通信



第33号
平成30年3月発行

大仙市 農林部 農業振興課
大仙市大曲花園町1番1号
電話：0187-63-1111
FAX：0187-62-9388

今回のラインナップ

- ★平成29年度大仙市農業研修会 開催のお知らせ
- ★農事組合法人の「理事変更登記」について
- ★「新たな農業経営指標」を活用しましょう！
- ★雪害に気をつけましょう！



～今後の農業経営の参考に～

平成29年度『大仙市農業研修会』を開催します！

今年度も「大仙市農業研修会」を開催し、新規就農者研修施設の研修生による報告や、今後の農業経営の参考にさせていただくため、講演会を行います。

講演の1つめは、最近普及しつつある、ロボット技術やICT（情報通信技術）を活用した農作業の省力化、農産物の高品質生産を実現する新たな農業（スマート農業）について、活用事例を通してお話をいただきます。

また、講演の2つめは、農業所得の増大を通じた農業経営の維持・発展のために求められる、地場農産物を積極的に活かした加工への取り組みなど、農業経営の6次産業化に関してお話しをいただきます。

現在、秋田県内の農産物を使用した加工品等の販売状況や現在の市場動向についてご講演をいただき、市場のニーズを自身の農業経営に取り入れ、改善につなげていただくことを目的としています。

参加をご希望の方は、農業振興課または最寄りの各支所農林建設課まで、参加申込をお願いいたします。

■日時：平成30年3月19日（月）午後1時30分～午後4時30分

■場所：神岡農村環境改善センター（大仙市神宮寺字下川原前開100）

■内容：（1）報告 大仙市新規就農者研修施設研修生研修報告
報告者：東部・西部新規就農者研修施設研修生 13名



（2）講演

- ① ロボット技術やICT（情報通信技術）を活用したスマート農業について（仮題）
講師：株式会社NTTドコモ 東北支社
- ② 秋田県内の農産物を使用した加工品等の販売状況について（仮題）
講師：秋田県観光文化スポーツ部秋田うまいもの販売課

～農事組合法人の皆さん、忘れずに！～

「理事変更（重任・再選）登記」



農事組合法人は、その設立登記の後、①名称、②事務所所在地、③理事の氏名・住所、④事業内容、⑤地区、⑥出資1口金額、⑦公告の方法、⑧出資口数、⑨払込済出資総額のいずれかに変更があった場合、変更登記を行わなければならないことが農業協同組合法（農協法）で定められており、①から⑦については事由発生後2週間以内、⑧及び⑨については事業年度終了後4週間以内に登記しなければなりません。

このうち、③「理事の氏名・住所」については、定期総会時の役員交代に伴って特に変更が生じやすい部分であり、理事が交代して別の方になった場合はもちろん理事変更の登記が必要ですが、理事が重任（再選）となった場合も、その都度登記が必要となります。

理事全員が再選された場合でも、「通常総会終了とともに任期を迎え一旦退任し、改めて理事として選任された」と解釈されるため、変更登記（重任・再選登記）が必要となります。この登記を怠った場合、農協法の規定に基づいて役員が過料に処される場合がありますので、ご注意ください！

「新たな農業経営指標」を活用しましょう！

経営改善のためのチェックリスト

目的：農業経営の発展に欠かせない経営管理、生産、販売・加工、財務、労務等に関する14の取組について、農業者が自らの実施状況を確認することで、確かな実践を促す。

記入例

取組	取組指標	取組状況	改善の進捗
1	目標設定	中長期的に目指す経営の姿を経営目標として定め、家族・従業員等に共有している。	① ○
2	計画立案	目標達成に向けた経営計画を立て、それに基づき実施活動を行っている。	② △
3	評価・改善	定期的に経営状況のレビュー・評価を行い、経営改善を図っている。	③ ×
4	生産管理	毎日の作業実施記録を蓄積し、作業の改善に役立てている。	① ○
5	生産環境	作物の生育の比較・検討を行い、最適な栽培方法を模索している。	② △
6	コスト管理	生産に係るコストを常に管理し、収益の増加を図っている。	③ ×
7	強み把握	他と比較して、自らの農産物の品質や特性の強みを把握している。	① ○
8	販路確保	複数の販路を比較・検討し、販路を決定するなど、安定的な販売のための取組を行っている。	② △
9	付加価値	リスへの働きを促すことで、加工や直接販売による付加価値の向上に取り組んでいる。	③ ×
10	資金区分	経営のための資金と家計のための資金を明確に区別している。	① ○
11	財務諸表	財務諸表を蓄積し、適切な財務管理や税務申告を行っている。	② △
12	労働環境	家族・従業員の意欲を高めるために、労働環境の改善に取り組んでいる。	① ○
13	福利厚生	家族や従業員を、必要な社会保険や労働保険、公的年金等に加入している。	③ ○
14	地域活動	地域振興に資する活動を行っている。	① ○

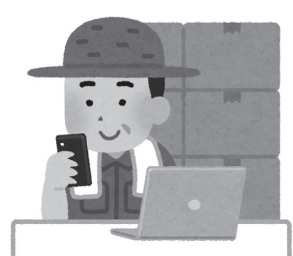
「新たな農業経営指標」は、農業経営の状況を確認し、経営の改善を進めるために活用していただくものです。

農林水産省ホームページ内にある「経営改善実践システム」に内容を打ち込むと、評価結果シートができて、自身の農業経営の改善点を把握することができます。

記載方法やパソコンの入力方法がわからない場合は、遠慮なくご相談ください。

農林水産省ホームページ

- 組織・政策
- 経営
- 新たな農業経営指標



認定農業者の方は、毎年の自己チェック結果を、農業経営改善計画の中間年（3年目）と最終年（5年目）に市へ提出していただく必要がありますので、忘れずに自己チェックに取り組むようお願いいたします。

経営改善実践システム 更新のお知らせ

平成30年4月以降、経営改善実践システムがパソコンにダウンロードできるアプリケーションへと更新され、インターネットの環境がなくても使用できるようになります。

この更新にともなって、現在の経営改善実践システムは使用できなくなりますが、事前に現行システムから経営データを取り出し、パソコンに保存しておくことで、データを引き継ぐことができるようになります。

詳細な手順は、農林水産省ホームページをご覧ください。

【 保存可能期限：平成30年3月30日(金) 午後5時まで 】

「雪害」に気を付けましょう！

平成30年2月現在、市内すべての地域で積雪深及び累加降雪量が平年値を大きく上回っており、これにともなって農作物、農業施設への雪害が懸念されます。

過去の豪雪では、パイプハウスの倒壊など、農業経営に支障をきたす甚大な被害が発生しておりますので、積雪による農作物や農業施設への被害防止と、除雪作業中の2次被害防止に努めるとともに、今後の融雪期に向けた対策を万全にさせていただくようお願いします。

詳細は、大仙市ホームページ内の「農作物等における雪害防止対策の徹底について」をご覧ください。

【農作物等における雪害防止対策の徹底について（一部抜粋）】

- ・農業用施設（パイプハウス等）
 - 屋根の雪おろしは、屋根及び側面を中心にできるだけ早く行い、特に日照や風により屋根の北側または風下側に偏って残らないようにします。
 - 施設側面に堆積した雪（特にハウスとハウスの間）は、側圧がかかるので、速やかに除雪します。
 - 大雪が予想される場合は、倒壊を防止するため、支柱等による施設の補強を図ります。
 - 被覆していないハウスもジョイント部分等への着雪により倒壊する恐れがあるので、適宜、雪を落とします。
 - 無加温時には、施設内を気密にして室温の上昇を図り、屋根からの雪の自然落下を促します。
 - 暖房機や石油ストーブで加温する場合は、内部カーテンを開いて屋根からの放熱量を増加して積雪を滑落させます。
 - 気温の上昇に伴い融雪による停滞水の影響が懸念される場合は、ハウス内の周囲等に溝を掘り、速やかに排水します。
 - 豪雪時には倒壊の危険があるため、ハウス内に入らないようにします。